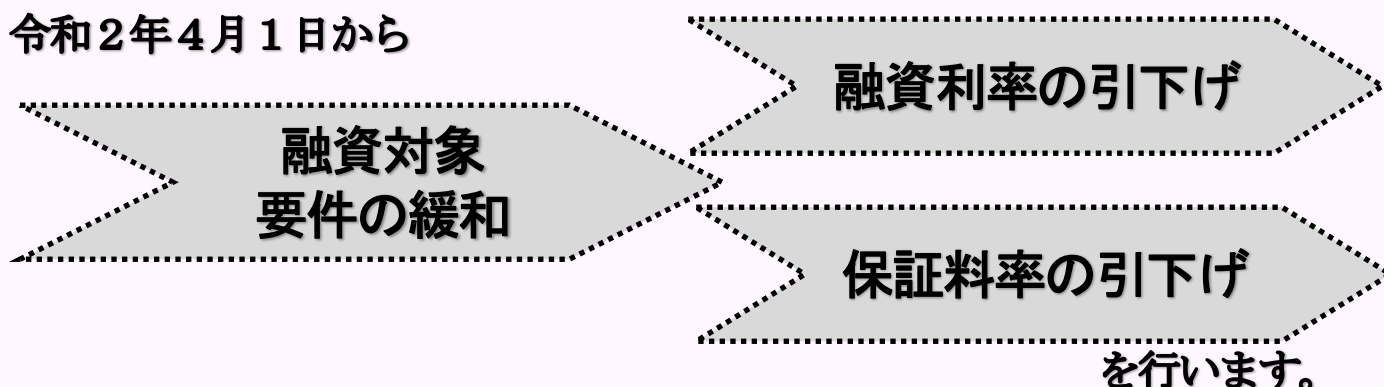


新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の皆様へ

山口県中小企業制度融資「経営安定資金」のご案内

令和2年4月1日から



県では、2月25日から、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少などの経営の安定に支障を生じている中小企業者の方々を、県中小企業制度融資の「経営安定資金」の融資対象としておりますが、このたび、「融資対象要件の緩和」「融資利率の引下げ」「保証料率の引下げ」を行うこととしました。

1 融資対象 ～売上減少の数値基準（5%減少）がなくなりました～

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年同月比で減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期比で減少することが見込まれる中小企業者の方。

2 融資条件 ～ご利用いただく方の融資利率・保証料率が下がりました～

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年（うち据置2年）以内
融資利率	5年以内 年1.2%（責任共有対象外：年1.0%） 5年超 年1.3%（責任共有対象外：年1.1%）
保証料率	すべて保証付き 年0.17%～年0.88% ※セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を活用する場合は、年0.32%

融資利率▲0.5%

従来の利率

←5年以内 1.7%(1.5%)

←5年超 1.8%(1.6%)

保証料率▲1/2

従来の保証料率

←0.34%～1.76%

※保証人、担保の有無については金融機関・保証協会にご確認ください。
※金融機関及び信用保証協会の審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。

3 取扱期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

4 お申込み先

- 県内に支店のある金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金 等）

5 お問い合わせ先 （以下の他に、各市町、商工会議所、商工会等でもご相談に応じています。）

- 県内に支店のある金融機関
- 山口県信用保証協会 各営業店
- 山口県経営金融課（TEL：083-933-3188）